

◆ ⑦ 給与所得の計算方法

収入額（源泉徴収票の支払金額）	給与所得の金額
～65万999円	0円
65万1,000円～189万9,999円	給与収入額－65万円
190万円～359万9,999円	給与収入額÷4（千円未満切捨）…A A×2.8－8万円
360万円～659万9,999円	給与収入額÷4（千円未満切捨）…A A×3.2－44万円
660万円～849万9,999円	給与収入額×0.9－110万円
850万円	655万円
850万円超 ※	給与収入額－195万円

※給与収入額が850万円を超える方で、別記の条件に該当する場合は、さらに所得金額調整控除を差し引きます。なお、給与収入額が2,000万円を超える方は確定申告が必要となります。

◆ 所得金額調整控除

①給与等の収入金額の合計額が850万円を超え、下記の条件に該当する場合			
<ul style="list-style-type: none"> 自分が特別障害者である 年齢23歳未満の扶養親族がいる 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる 			→ [給与等の収入額(1,000万円を限度)－850万円]×10%を給与所得から控除(最大15万円)
②給与所得控除後の給与等の金額(A)と公的年金等に係る雑所得の金額(B)の両方があり、(A)+(B)が10万円を超える場合			
[A(10万円を限度) + B(10万円を限度) - 10万円]を給与所得から控除			

◆ ① 公的年金に係る雑所得の計算方法

$$A \text{ (公的年金の収入金額)} \times B - C = \text{公的年金に係る雑所得}$$

※下記の早見表と、上記の計算式を組み合わせて計算します。

A 公的年金の 収入金額	B	C 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円	2,000万円超
65歳未満の方	130万円以下	1.0	60万円	50万円
	130万円超 410万円以下	0.75	27万5,000円	17万5,000円
	410万円超 770万円以下	0.85	68万5,000円	58万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	0.95	145万5,000円	135万5,000円
	1,000万円超	1.0	195万5,000円	185万5,000円
	330万円以下	1.0	110万円	100万円
65歳以上の方	330万円超 410万円以下	0.75	27万5,000円	17万5,000円
	410万円超 770万円以下	0.85	68万5,000円	58万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	0.95	145万5,000円	135万5,000円
	1,000万円超	1.0	195万5,000円	185万5,000円
	330万円以下	1.0	110万円	90万円
	330万円超 410万円以下	0.75	27万5,000円	7万5,000円

◆ ⑦ 生命保険料控除 ※控除限度額 70,000円

区分	支払った保険料(【区分】ごとの合計)	控除額
旧契約 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円から40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
	40,001円から70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
【区分】①一般生命保険料 ②個人年金保険料	70,000円超	35,000円
	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,001円から32,000円以下	支払額×1/2+6,000円
新契約 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 および介護医療保険料 【区分】①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料	32,001円から56,000円以下	支払額×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
	11万円	適用なし
配偶者	33万円	22万円
配偶者 70歳以上	38万円	26万円

◆ ⑧ 配偶者控除 (生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合)

	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者	33万円	22万円	11万円	適用なし
配偶者 70歳以上	38万円	26万円	13万円	

◆ ⑨ 配偶者特別控除 (生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超える場合)

配偶者の 合計所得額	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	適用なし	適用なし	適用なし	

◆ ⑩ 特定親族特別控除 (生計を一にする特定親族の合計所得金額が58万円を超える場合)

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円
123万円超	適用なし

申告相談・受付のお知らせ

市では、市内各所に申告受付会場を開設します。各会場では駐車場が大変混み合いますので、車での来場はご遠慮ください。なお、感染症拡大防止および混雑緩和のため、市役所庁舎ホール会場において、申告による地区指定を実施します。地区的指定日に都合が合わない場合は、地区指定のない日でも受付を行います。

月日	受付時間	会場	地区指定
2/18(水)	9:00～15:30	公団地域学習センター	地区指定なし
2/19(木)		中丸公民館	地区指定なし
2/20(金)		北部公民館	地区指定なし
2/25(水)		北本市役所1階 庁舎ホール	JR高崎線西側に お住まいの方
2/26(木)			JR高崎線東側に お住まいの方
2/27(金)			地区指定なし
3/2(月)			
3/3(火)			
3/4(水)			
3/5(木)			
3/6(金)			
3/12(木)		南部公民館	地区指定なし
3/13(金)		西部公民館	地区指定なし

申告に必要なもの

- マイナンバーカード(写し可)
- 筆記用具・電卓
- 還付金振込先(金融機関名・支店・口座番号)がわかるもの
※申告者本人名義のもの
- 所得金額を証明するもの(源泉徴収票、支払調書等)
- 各種控除証明書(生命保険料、地震保険料、国民健康保険料、寄附金等)
- 医療費控除の適用を受ける方 医療費控除の明細書(医療費通知)
- 障害者控除の適用を受ける方 障害者手帳または障害者控除対象者認定書

医療費控除は明細書で整理を!

医療費控除を受ける場合は、事前に医療費の領収書を個人ごと、医療機関ごとに集計し「医療費控除の明細書」に記載を済ませた状態でお持ちください。
※領収書の集計、明細書の作成ができない場合は、申告書を作成することができません。

下記の申告は、市の会場では作成相談ができません。上尾税務署へ直接ご相談ください。

- ①青色申告
- ②収支内訳書の記載のない事業所得(営業・農業・不動産所得等)
- ③申告分離課税に関する申告※以下のよう所得が該当
 - ・土地等の譲渡所得・株式等の譲渡や分離配当等及び利子所得(年間取引報告書内の配当等の金額の内、「上記以外のもの」の欄に所得が記載されている場合はこれに該当します。)・先物取引にかかる雑所得等・山林及び退職所得
-